

別紙新旧対照表

改正後	現 行												
<p>標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」<u>(以下、「交付要綱」という。)</u>によるもののほか、次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p> <p>なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726005 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成 6 年 6 月 23 日児発第 608 号「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p>	<p>標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p> <p>なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726005 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成 6 年 6 月 23 日児発第 608 号「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p>												
<p>1 対象事業</p> <table border="1" data-bbox="129 630 1102 991"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 630 416 691">区 分</th> <th data-bbox="416 630 1102 691">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 691 416 922">(1) 施設の一部改修</td> <td data-bbox="416 691 1102 922"> <p>① 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</p> <p>② <u>衛生環境の改善を目的としたトイレや調理場等の改修工事、手洗い場等の設置・改修工事</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 922 416 991">(2) ～ (9) (略)</td> <td data-bbox="416 922 1102 991">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～2 (略)</p>	区 分	内 容	(1) 施設の一部改修	<p>① 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</p> <p>② <u>衛生環境の改善を目的としたトイレや調理場等の改修工事、手洗い場等の設置・改修工事</u></p>	(2) ～ (9) (略)	(略)	<p>1 対象事業</p> <table border="1" data-bbox="1151 630 2128 991"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 630 1438 691">区 分</th> <th data-bbox="1438 630 2128 691">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 691 1438 922">(1) 施設の一部改修</td> <td data-bbox="1438 691 2128 922">一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 922 1438 991">(2) ～ (9) (略)</td> <td data-bbox="1438 922 2128 991">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～2 (略)</p>	区 分	内 容	(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事	(2) ～ (9) (略)	(略)
区 分	内 容												
(1) 施設の一部改修	<p>① 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</p> <p>② <u>衛生環境の改善を目的としたトイレや調理場等の改修工事、手洗い場等の設置・改修工事</u></p>												
(2) ～ (9) (略)	(略)												
区 分	内 容												
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事												
(2) ～ (9) (略)	(略)												
<p>2 交付金の対象基準</p> <p>(1) 原則として、1 施設の対象経費の実支出額を<u>交付要綱別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じ、1,000</u>で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上（ただし、1 の(7)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱 3 に定める交付基礎点数以内）のものであり、かつ、<u>1 施設の対象経費の実支出額が 1,000 万円</u>以上のものとする（ただし、入所施設以外の施設については、<u>500 万円</u>以上のものとする。）。</p>	<p>2 交付金の対象基準</p> <p>(1) 原則として、1 施設の対象経費の実支出額を<u>2,000 (児童厚生施設については 3,000)</u>で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上（ただし、1 の(7)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱 3 に定める交付基礎点数以内）のものであり、かつ、<u>これにより算出された交付基礎点数が 5,000 点</u>以上のものとする（ただし、入所施設以外の施設については、<u>2,500 点 (児童厚生施設については、1,666 点)</u>以上のものとする。）。</p> <p><u>なお、特別法等により補助率の嵩上げがある場合は、1 施設の対象経費の実支出額を 1,000 / (嵩上げ後の補助率) で除して交付基礎点数を算出すること。(小数点以下切捨て)</u></p>												

改正後	現 行
<p>施設延面積(厚生労働大臣が必要と認めた面積)×2点 (児童厚生施設については、施設延面積に4/3点乗じて算出 (小数点以下切捨て))</p> <p>ただし、<u>上記によらず、1の(1)②及び1の(3)の事業については、対象経費の実支出額が300万円以上</u>、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては<u>対象経費の実支出額が100万円</u>以上、保育所・通所(利用)施設にあっては<u>30万円</u>以上のものとし、1の(8)の事業については、<u>対象経費の実支出額が500万円以上</u>のものとする。</p> <p>なお、在宅複合型施設については、入所施設の基準を適用する。ただし、通所部門もしくは利用部門のみを整備する場合は、その<u>対象経費の実支出額が500万円</u>以上のものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 交付基準 (略)</p>	<p>施設延面積(厚生労働大臣が必要と認めた面積)×2点 (児童厚生施設については、施設延面積に4/3点乗じて算出 (小数点以下切捨て))</p> <p>ただし、<u>1の(3)の事業については、上記によらず、原則として総交付基礎点数が1,500点(児童厚生施設については1,000点)以上</u>、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては<u>原則として総交付基礎点数が500点</u>以上、保育所・通所(利用)施設にあっては<u>150点(児童厚生施設については100点)</u>以上のものとし、1の(8)の事業については、<u>原則として総交付基礎点数が2,500点(児童厚生施設については、1,666点)</u>以上ものとする。</p> <p>なお、在宅複合型施設については、入所施設の基準を適用する。ただし、通所部門もしくは利用部門のみを整備する場合は、その<u>総交付基礎点数が2,500点</u>以上のものとする。</p> <p><u>また、既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、1,968点を加算する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 交付基準 (略)</p>